

内閣参質一一二第一〇号

昭和六十三年四月十九日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員内藤功君提出地下鉄の防災・安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員内藤功君提出地下鉄の防災・安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

昭和六十二年十一月にロンドンにおいて地下鉄道の火災事故が発生した後、直ちに、国内の地下鉄道の消火設備、避難設備等の火災対策設備の整備状況を調査したところ、昭和五十年一月三十日付けの運輸省鉄道監督局長通達「地下鉄道の火災対策の基準について」が出された後に計画された駅においては、既にこれらの火災対策設備の整備がなされており、また、同通達が出される前に計画された駅においても、建造物の不燃化等がほぼ達成されているなど、一部の設備を除き相当程度整備が進んでいることを確認したところである。

二から四までについて

避難通路、排煙設備、スプリンクラー設備等の整備が十分でない地下鉄道の駅については、

従来から早期に改善措置を講ずるよう指導してきており、前記通達の趣旨に沿って逐次整備が進められてきたところである。これらの火災対策設備の整備については、今後とも引き続き関係鉄道事業者を指導していく所存である。